

平第三小学校いじめ防止等に関する基本的方針

令和7年4月1日一部改正

I 本校におけるいじめの基本的な考え方について

〔いじめに対する基本的な考え方〕

◎ いじめとは「当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他に児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- ・ いじめを発見した際には、何よりも被害児童及び保護者に対して「全職員が味方であること」「必ず守ること」を約束する。
- ・ 加害児童に対しては、事実を把握した上で、いじめは人として絶対に許されない行為であること、人を傷つける言動は、絶対にしないことを約束させる。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

II いじめ防止の学校体制の構築

校長のリーダーシップの下、いじめ防止に向けた学校体制を確立し、全教職員一丸となって、いじめを許さない学校づくりに努めます。

学習指導の充実

- ①きめ細やかな学習指導の徹底
- ②生徒指導の機能を生かした指導の徹底
 - ・ 自己決定の場
 - ・ **自己肯定感、自尊感情**
 - ・ 共感的関係の構築

地域社会・保護者、関係機関との連携

- ①地域社会、関係団体、関係機関との連携
 - ・ 日常的な啓発
 - ・ 学校と家庭・地域が連携・協働できる体制づくり

安心・安全



平三小

道徳教育・特別活動の充実

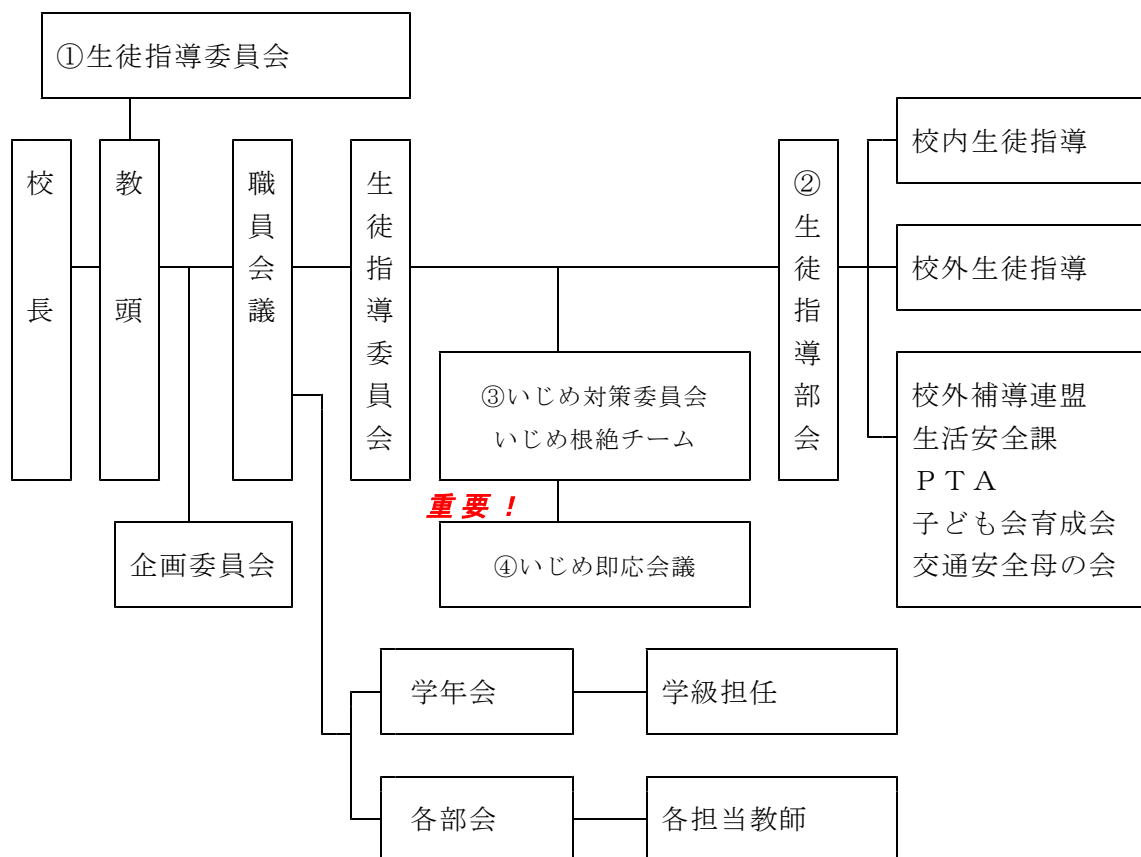
- ①人間尊重の精神を基にした教育
 - ・ 道徳での指導
 - ・ 特別活動での指導
 - ・ 教科指導での指導
 - ・ 学級経営での指導
- ②正義感や思いやりの心を行き渡らせる教育の徹底

生徒指導体制の確立

- ①校内の生徒指導委員会及び事例研究会の充実
 - ・ 実効性のある指導体制
 - ・ 事実関係の究明
 - ・ いじめを行う児童への適切な指導
 - ・ いじめられる児童への指導
 - ・ 積極的な生徒指導

Ⅲ いじめ防止の学校体制の構築

1 組織



2 いじめ対応に関する役割の明確化

(1) 生徒指導委員会

構成員	全職員
定例会	生徒指導委員会（事例研究会） 生徒指導委員会（臨時会）※緊急事案
内 容	○特に指導を要する（問題傾向を持つ）児童についての指導と共通理解 ○校内、校外で発生した問題の周知と対処の仕方 ○学警連、外部生徒指導協議会（委員会）などの参加の報告 ○生徒指導に関わる研修 ○校内外の児童及び個別の児童等に関する情報共通理解

(2) 生徒指導部会

構成員	生徒指導主事、生徒指導部員
定例会	生徒指導委員会（ケース会議）毎月（随時）

内 容	○生徒指導上の問題点、生活のめあての反省や具体策等についての協議 ○担当ブロック（学年）の児童の様子について情報収集と支援 ○校外補導の適宜実施 <いじめ対策> ○いじめ防止の対策、指導 ○いじめに関する情報の収集・共有化 ○いじめ発生時の解決に向けての支援 <不登校対策> ○不登校防止の対策、指導 ○不登校に関する情報の収集・共有化	
-----	--	---

（３）いじめ対策委員会

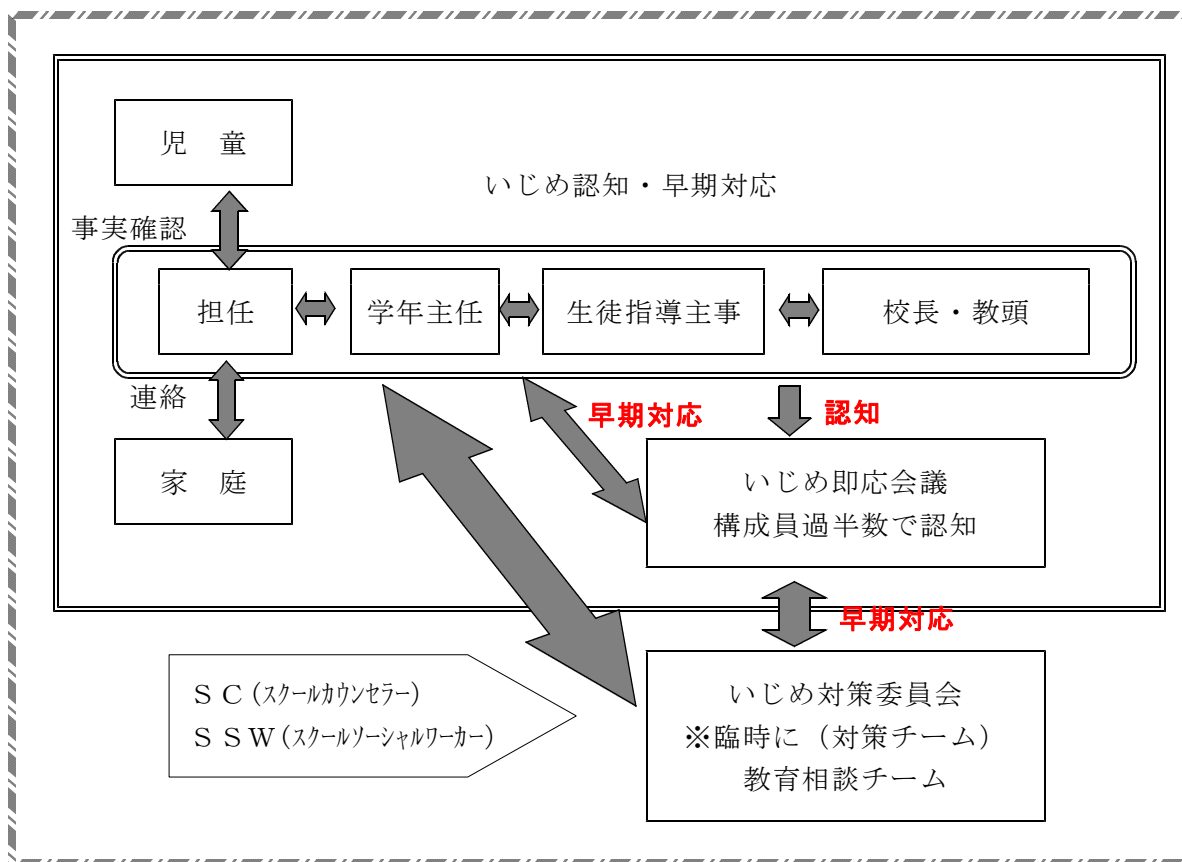
構成員	校長、教頭、主幹教諭、教務主任、いじめ対策主任（生徒指導主事）、学年主任（学年代表）、保健主事、養護教諭及びスクールカウンセラー ※重大事案の対応の場合には、P T A役員、学校評議員、関係団体職員を加える。	
定例会	・いじめ解決に向けて、必要に応じて開催（随時） ・いじめ解決まで、定期的実施（日程調整の上、随時）	
内 容	○いじめの認知と事実確認 ○いじめに関する情報収集 ○いじめ解決に向けて、役割の明確化 ○いじめ解決への方針の策定 ○議事録（記録）の作成	

（４）いじめ即応会議

構成員	校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事
定例会	必要に応じ随時
内 容	○いじめの認知 ※認知については、構成員の過半数で認知（要綱参照） ○いじめの早期対応の方向の決定、指導 ※早期対応については、いじめ対策委員会で行う場合もある。 ○議事録（記録）の作成 ※後に訴訟等のトラブルを避ける上でも必須

3 緊急問題行動発生時の対応について

(1) いじめ対策委員会（対策チーム）およびいじめ即応会議



(2) 学校におけるいじめ予防の3段階

段 階	内 容	対象者	学校の対応	具体的な取組例
予防活動	いじめ予防教育や 子どもの心の安定	全ての児童	日常的教育相談	・道徳教育の充実 ・教育相談週間 ・アンケート
危機対応	いじめ早期発見、 いじめ未遂事案発 生後の対応	いじめの可能 性が高い児童、影響を受 ける児童	校内いじめ対策 チーム（必要に 応じ関係機関）	・緊急ケース会議 （アセスメントと 対応） ・本人及び周囲の 児童へのケア
事後対応	いじめ発生後の周 囲へのケア	影響を受ける 児童	校内いじめ対策 チーム、教育委 員会、関係機関	・ケア会議 ・周囲の児童への ケア ・保護者会

Ⅳ いじめ防止の相談体制について

- 困りごと調べ(アンケート)の実施について
 - ・ 5月・9月・1月に「困りごと調べ」を実施し、児童の問題について把握し、指導にあたる。
- 問題傾向を持つ児童調べの実施について
 - ・ 6月に全職員が共通理解していく必要のある児童について調査し、指導にあたる。
- 教育相談の実施について
 - ・ 困りごと調べの結果を受け、5月・9月・1月に児童個別に実施する。
 - ・ 11月に全保護者を対象として教育相談を行う。
 - ・ 保護者から得た家庭での状況、交友関係等の情報を生徒指導部会で共有化する。

Ⅴ いじめ発生時の対応

1 いじめ発生時の対応（基本）

(1) 情報のキャッチ

23条1項

- ア 担任や専科等を中心とした全職員による日常生活の観察
- イ 全校で「困りごと調べ」などの前段階調査
- ウ 担任がいじめを発見した場合
- エ 児童からの訴えがあったとき
- オ 保護者（家族等）からの訴えがあったとき

(2) 対策チームの開催と情報収集

23条2項

【児童実態把握】担任は迅速且つ正確に事実関係を調査し、記録を残す。

○いじめに関する事実確認についての役割分担

- ・ いじめに関する事実の確認（個別的聞き取りを中心に）
- ・ いじめに関する時系列の記録作成
- ・ 個々の聞き取りの検証、確認が必要な内容の明確化

【管理職へ報告】担任は当日中に校長及び教頭に概略を報告する。

【関係職員による情報交換】当日中に緊急会議を開く。

○いじめ対策チームの役割分担、対応策や指導方針などを検討し明確化する。

【即時・複数対応】校長の指導の下に組織的且つ迅速に対応する。

(3) 関係児童・保護者及び関係機関への対応 23条3項

ア 【被害児童】いじめを受けた被害児童への指導

- ・ 学校は味方で有、必ず守り通すという毅然とした姿勢・態度を示す。
- ・ 児童の気持ちを共感的に聞く。(自分の気持ちを話させる。)
- ・ 人に話すことは、正当な行為であることを理解させ、いつでも相談できることを話す。

イ 【周囲児童】まわりの児童への指導

- ・ いじめは断固として許されないことを示し、傍観し何もしないことも許されないことであることを理解させる。
- ・ いじめの情報は、すぐに教師に知らせることを指導する。

ウ 【加害児童】いじめに関わった児童への指導

- ・ いじめは人間として絶対に許されないという毅然とした姿勢・態度で指導する。
- ・ 受容的態度でいじめの背景を探り、問題点を明確にし根気強く指導する。
- ・ 相手の気持ちを理解させ、謝罪させる。
- ・ 必要に応じて関係機関へ連絡し、協力体制を整える。

エ 【保護者】関係した児童の保護者への連絡

- ・ 常に誠意ある対応を心掛け、調査して明らかになったことを知らせ、解決の方針や取組み、解決の姿、長期的な支援などについて説明する。

オ【設置者である教育委員会及びP T A等関係機関】(報告・連絡・相談)

- ・ 事実内容の共有、事故報告、事故対応の協議

(4) 事後対応

○ いじめ対策チームの定期開催 (いじめ問題の解決まで)

※いじめの解消は90日間 (記録継続必要)

- ・ 方針に基づいた指導の成果・課題の検討
- ・ いじめに関する現状についての確認
- ・ 今後の方針の確認
- 指導の経過の記録を整理し、再発防止に向けて、当該児童への支援を継続する。(継続観察・保護者と連携)
- 家族及び関係機関等との連携をより強化していく。

Ⅵ 重大事態が発生した場合の対応

○ 深刻ないじめの事案発生時の対応

- ・他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から、やむを得ない措置としての出席停止等を含む毅然とした指導も検討する。
- ・いじめられる児童を守るために、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置を講じることについて、時機を逸することのないように注意する。

Ⅶ インターネットを通じて行われるいじめの対応策

- 1 被害児童への対応・・・複数の教師で情報を共有し、被害児童に寄り添った支援を進める。
- 2 加害児童への対応・・・背景や事情を綿密に調べ、加害児童の心のケアも重視し指導する。
- 3 全校児童への対応・・・掲示版やメール、SNS等で誹謗・中傷を発見した場合、すみやかに教職員や保護者に相談するように指導する。

※情報モラル指導計画（教育計画9－5、6）参照

Ⅷ いじめ防止のための研修計画について

○ 生徒指導委員会並びに職員会議等の場で共通理解を図り、研修を深める。

（研修テーマ例）

- ・いじめのメカニズムとその対応 ・事例から学ぶいじめ対応について
- ・SNSによるいじめの理解と対応策 など

いわき市立平第三小学校 いじめ対策委員会設置要綱 令和5年改定

（目的及び設置）

第1条 いじめ対策推進基本法の施行を受け、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を図るため、いわき市立平第三小学校いじめ対策委員会「いじめ対策チーム」（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- （1） 学校いじめ対策計画またはその変更の案の作成に関すること。
- （2） 学校いじめ対策計画に定める措置の実施に関すること。
- （3） 学校におけるいじめに関する通報の受付並びにいじめ事案の調査及び対処に関すること。
- （4） 学校いじめ対策計画に定める措置の実施状況の評価に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は校長を、副委員長は教頭をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げるものをもって充てる。
 - （1） いじめ対策主任（生徒指導主事）
 - （2） 教務主任
 - （3） 学年主任（1年～6年）もしくは学年代表
 - （4） 養護教諭

- (5) 特別支援コーディネーター
- (6) その他、スクールカウンセラー等委員長が必要と認める者
(委員長)

第4条 委員長は、会務を主宰する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
(会議)

第5条 委員会は、取組状況により委員長が必要と認めるとき、開催することができる。

- 2 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 3 委員は、事故等により出席できないときは代理の者を出席させることができる。
- 4 議事録を作成するものとする。

(意見等の聴取)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、関係職員及び関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生徒指導主事が処理する。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

(いじめ即応会議の組織)

第9条 委員会には、早期対応を目的として、「いじめ即応会議」(以下、「即応会議」という。)を置く。

- 2 即応会議は、次に掲げるものを持って充てる。

- (1) 校長
- (2) 教頭
- (3) 主幹教諭
- (4) 教務主任
- (5) 生徒指導主事

(即応会議の開催)

第10条 即応会議は、構成員が緊急且つ必要と認めるとき、開催することができる。

- 2 即応会議は、構成員の過半数を持って成立するものとする。

(即応会議の所掌事務)

第11条 即応会議は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 学校におけるいじめに関する認知及びいじめ事案の対処に関すること。
- (2) 学校におけるいじめに関する認知及び対処の経緯を、対策委員会に報告すること。
(議事録の作成)

第12条 即応会議においていじめの認知が行われた場合、議事録を作成するものとする。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。